

住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び第8項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求人等の陳述の聴取)

第2条 監査委員は、陳述の日時、場所等を請求人に書面により通知する。ただし、請求人から陳述を行わない旨の申出があった場合は、この限りでない。

2 陳述は、請求人又はその代理人（以下「請求人等」という。）に行わせるものとし、代理人が陳述を行う場合は、前項の規定により通知した陳述の日（以下「陳述の日」という。）までに委任状を提出させるものとする。

3 請求人等が複数の場合、監査委員は、陳述を行う者の人数を制限することができる。この場合において、請求人は、陳述を行う者を選出することができる。

4 請求人等は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 陳述の時間は、請求人が1人の場合にあっては30分以内、請求人が複数の場合にあっては1時間以内とする。

6 陳述は、請求の要旨を補足する内容に限るものとする。

7 請求人は、書面を提出することにより陳述に代えることができる。この場合において、請求人は、陳述の日までに当該書面を提出しなければならない。

(証拠の提出)

第3条 証拠の提出は、直接持参又は郵送によるものとする。

2 証拠の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに行うものとする。

(1) 陳述に当たり請求人等が当該証拠を用いる場合 陳述の日の前日

(2) 前号に該当しない場合 陳述の開始前

(3) 請求人から陳述を行う旨の申出があったにもかかわらず陳述が行われなかった場合 陳述の日

(4) 前条第1項ただし書の請求人から陳述を行わない旨の申出があった場合 請求を受けた日から起算して2週間を経過した日

(関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、第2条の請求人等の陳述を実施する場合において、必要があると

認めるときは、市長その他関係がある執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

2 関係職員等の立会いが、請求人等の陳述の円滑な進行の支障となると認められるときは、監査委員は、立会いの人数を制限することができる。

3 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。

（関係職員等の陳述の聴取）

第5条 監査の実施に当たり、監査委員は、必要に応じて、関係職員等の陳述の聴取を行うものとする。

2 関係職員等は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

3 関係職員等は、監査委員が認める場合は、第1項の陳述を書面の提出に代えることができる。

（請求人等の立会い）

第6条 監査委員は、前条の関係職員等の陳述の聴取を実施する場合において、必要があると認めるときは、請求人等を立ち合わせることができる。

2 請求人は、代理人による立会いを申し出るときは、その立会いの日までに委任状を提出するものとする。

3 請求人等が多数で、全員が立ち会うことができないと認められるときは、監査委員は、立会いの人数を制限することができる。

4 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。

（陳述の中止等）

第7条 陳述を行う請求人等及び関係職員等（第12条において「陳述人」という。）

が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な進行が困難であると認められるときは、監査委員は、陳述を中止することができる。

2 立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な進行が困難であると認めるときは、監査委員は、立会人に退場を命ずることができる。

（陳述の傍聴）

第8条 監査委員は、第2条又は第5条の規定により陳述の聴取を行うときは、傍聴を認めることができる。ただし、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとき、その他陳述の進行に支障を来すおそれがあるときは、この限りでない。

2 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認め

るときは、この限りでない。

3 陳述開始前に傍聴を希望する者の数が定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

4 傍聴を希望する者は、住民監査請求に係る陳述傍聴人受付票（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

（傍聴の禁止）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、傍聴を認めないものとする。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(3) 旗、のぼり、プラカードその他陳述会場に持ち込むことが不適当な物品を携帯している者

(4) 鉢巻、たすき、ヘルメット、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、陳述の円滑な進行を妨げるおそれのある者

（傍聴人の守るべき事項）

第10条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 陳述の内容に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 静粛を旨とし、私語、喫煙又は飲食をしないこと。

(3) 所定の傍聴の場所以外の場所に立ち入らないこと。

(4) 前3号に定めるもののほか、陳述会場の秩序を乱し、又は進行の妨害となるような行為をしないこと。

(5) その他監査委員の指示に従うこと。

（傍聴人の退場）

第11条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(1) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。

(2) 傍聴人により、陳述の円滑な進行に支障を来すおそれがあると認めるとき。

（陳述の撮影及び録音）

第12条 陳述中の写真、ビデオ等の撮影及び録音は認めない。ただし、陳述人及び立会人の同意を得た場合において、陳述開始前に限り撮影を認めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が決定する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月25日から施行する。
- 2 住民監査請求における証拠の提出及び陳述等に関する要綱（平成18年5月1日制定）は、廃止する。

様式第1号（第8条関係）

住民監査請求に係る陳述傍聴人受付票	
年 月 日	
No.	
住所	
氏名	